第一種フロン類充填回収業者
登録申請・届出・報告の手引

平成２７年４月

兵庫県農政環境部環境管理局水大気課

もくじ

１　はじめに　……　１

(1) 第一種フロン類充塡回収業者とは
(2) 登録が必要なとき
(3) 第一種特定製品とは
(4) フロン類とは

２　登録申請・届出・報告の概要　……　２

(1) 申請・届出・報告一覧
(2) 申請・届出・報告の窓口

３　登録申請について　……　４

(1) 登録申請（新規）について
(2) 登録申請（更新）について
(3) 第一種フロン類充塡回収業者登録簿の公開について
(4) 第一種フロン類充塡回収業者の役割・責務等について

４　届出について　……　１２

(1) 変更届出について
(2) 廃業等の届出について

５　報告・記録について　……　１４

(1) 充塡量及び回収量等に関する報告について
(2) 日々の業務の記録について

記載例　……　１６

様　式　……　２８

参　考　……　３９

1　はじめに

(1) 第一種フロン類充填回収業者とは

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」（以下「フロン排出抑制法」または「法」という。）に基づき、それぞれの都道府県に登録している業者のことをいいます。

(2) 登録が必要なとき

兵庫県内において、第一種特定製品の設置時や整備時に当該製品にフロン類を充填しようとする場合及び第一種特定製品の整備時や廃棄時に当該製品からフロン類を回収しようとする場合に兵庫県の登録が必要です（第一種特定製品の所有者が自ら整備を行い、フロン類の充填・回収を行う場合を含む）。

他都道府県で登録を受けていても、兵庫県内でフロン類を充填・回収する場合には、兵庫県の登録を受ける必要があります。

なお、平成 27 年３月 31 日現在で、兵庫県の登録を受けている第一種フロン類回収業者は、平成 27 年４月１日より第一種フロン類充填回収業者へ自動移行します。移行に伴う手続きは不要ですが、フロン類の充填を行う際には「充填に関する基準」に従って、充填しなければなりません（詳細は p. ７～９をご覧ください）。

(3) 第一種特定製品とは

フロン類が充填されている業務用の以下の機器のことをいいます。

- エアコンディショナー
- 冷蔵機器及び冷凍機器

【例】

・ターボ冷凍機	・スクリュー冷凍機
・冷凍冷蔵ユニット	・輸送用冷凍冷蔵ユニット
・冷凍冷蔵ショーケース	・製氷機
・冷水機	・業務用冷凍冷蔵庫
・パッケージエアコン	・ガスヒートポンプ
・チリングユニット	・飲料用自動販売機　　等

(4) フロン類とは

以下の３種類のことをいいます。

- クロロフルオロカーボン（ＣＦＣ）
- ハイドロクロロフルオロカーボン（ＨＣＦＣ）
- ハイドロフルオロカーボン（ＨＦＣ）

2　登録申請・届出・報告の概要

(1) 申請・届出・報告一覧

種類	申請・届出・報告が必要なとき	申請・届出時期
登録の申請 （新規）	兵庫県内において新たに第一種フロン類充塡回収業を行おうとするとき	営業開始前 （登録されるまで営業できません）
登録の申請 （更新）	登録から５年ごとの有効期間が満了するとき	登録の有効期間の満了日前 （できる限り２ヶ月程度前に申請してください ※）
変更の届出	次の事項を変更したとき ①氏名、名称、住所、法人の場合は商業登記簿に記載されている代表者氏名､住所 ②①以外の事業所の名称、所在地 ③取り扱う第一種特定製品の種類 ④充塡及び回収するフロン類の種類 ⑤事業所ごとの回収設備の種類 ⑥フロン類の種類ごとの充塡量が 50kg 以上の第一種特定製品の回収の有無 ⑦代表者を除く役員のみ	変更した日から 30 日以内
廃業等の届出	次の事由が発生したとき ①死亡 ②法人の消滅または解散 ③第一種フロン類充塡回収業の廃止	廃業等の日から 30 日以内
充塡回収量等の報告	年度が変わったとき	４月１日から ５月15日まで

※ 手続きの標準処理期間は 45 日としています。

(2) 申請・届出・報告の窓口

本社または第一種フロン類充塡回収業を行う主たる事業所の所在地を管轄する下表の窓口へ所定の書類を提出してください。

なお、登録の申請（新規・更新）については、兵庫県収入証紙が必要です。**郵送による収入証紙紛失等のトラブルを避けるため、可能な限り窓口へお越しください。万が一、郵送によるトラブルが発生しても、兵庫県は一切の責任を負いませんのでご注意ください。**

兵庫県内に事業所を構えずに移動式回収装置を用いる場合は、主な業務地を管轄する窓口へ申請してください。

申請･届出･報告の窓口（一覧表）

名　称	住 所 ・ 電 話 番 号	管 轄 市 町	登 録 番 号
神戸県民ｾﾝﾀｰ 県　民　課	〒650－0004 神戸市中央区中山手通 6－1－1 078－361－8629	神戸市	２８１０**0**□□□□
阪神北県民局 環　境　課	〒665－8567 宝塚市旭町 2－4－15 0797－83－3146	伊丹市　宝塚市 川西市　三田市 猪名川町	２８１０**3**□□□□
		尼崎市　西宮市 芦屋市	２８１０**1**□□□□※ ※平成 26 年 3 月 31 日までに阪神南県民局で登録した分に限る。
東播磨県民局 環　境　課	〒675－8566 加古川市加古川町寺家町天神木97－1 079－421－9313	明石市　加古川市 高砂市　稲美町 播磨町	２８１０**4**□□□□
北播磨県民局 環　境　課	〒673－1431 加東市社字西柿 1075－2 0795－42－9377	西脇市　三木市 小野市　加西市 加東市　多可町	２８１０**5**□□□□
西播磨県民局 環　境　課	〒678－1205 赤穂郡上郡町光都 2－25 0791－58－2134	相生市　赤穂市 たつの市　宍粟市 上郡町　佐用町 太子町	２８１０**6**□□□□
		姫路市　神河町 福崎町　市川町	２８１０**2**□□□□※ ※平成 26 年 3 月 31 日までに中播磨県民局で登録した分に限る。
但馬県民局 環　境　課	〒668－0025 豊岡市幸町 7－11 0796－26－3651	豊岡市　養父市 朝来市　香美町 新温泉町	２８１０**7**□□□□
丹波県民局 環　境　課	〒669－3309 丹波市柏原町柏原 688 0795－73－3774	篠山市　丹波市	２８１０**8**□□□□
淡路県民局 環　境　課	〒656－0021 洲本市塩屋 2－4－5 0799－26－2072	洲本市　南あわじ市 淡路市	２８１０**9**□□□□

※1　平成 26 年４月１日より、申請・届出・報告の窓口が一部変更となりました。平成 26 年３月 31 日までに、神戸県民局、阪神南県民局または中播磨県民局環境課で登録された登録番号（頭５桁が 28100、28101、28102 の登録番号）は、そのまま継続してお使いいただけます。更新の際にも変更はありません。

※2　登録申請（新規）を行った窓口は、登録番号の５桁目で判断することができます。また、登録通知書の兵庫県知事印や、登録申請（新規）を行った際の申請書（副本）の受領印からも判断することができます。

3　登録申請について

(1) 登録申請（新規）について

①　申請が必要なとき

兵庫県内において新たに第一種フロン類充塡回収業を行おうとするときに必要な申請です。営業開始日よりも前に申請してください。

申請後、登録手続きが終了しましたら、申請先の窓口で登録通知書をお渡しします。登録通知書を受け取るまで営業を開始できませんので余裕をもって申請してください。

②　登録に必要なこと

■ 欠格条項について

欠格条項（法第 29 条抜粋）に該当しないこと

1)　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

2)　この法律の規定若しくは使用済自動車再資源化法の規定（引取業者（使用済自動車再資源化法第二条第十一項に規定する引取業者をいう。）、第二種フロン類回収業者又は自動車製造業者等（使用済自動車再資源化法第二条第十六項に規定する自動車製造業者等をいう。）に係るものに限る。）又はこれらの規定に基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から二年を経過しない者

3)　第三十五条第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあった日から二年を経過しない者

4)　第一種フロン類充塡回収業者で法人であるものが第三十五条第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前三十日以内にその第一種フロン類充塡回収業者の役員であった者でその処分のあった日から二年を経過しないもの

5)　第三十五条第一項の規定により業務の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

6)　法人であって、その役員のうちに前各号のいずれかに該当する者があるもの

■ フロン類回収設備について

登録基準(法第 29 条、法施行規則第9条抜粋)を満足すること

1)　フロン類の引取りに当たっては、申請に係る事業所ごとに、申請書に記載されたフロン類回収設備が使用できること。

2)　申請書に記載されたフロン類回収設備の種類が、その回収しようとするフロン類の種類に対応するものであること。

3)　申請に係る第一種特定製品であってフロン類の充塡量が五十キログラム以上のものがある場合には、当該第一種特定製品に係るフロン類の種類に対応するフロン類回収設備が、一分間に二百グラム以上のフロン類を回収できるものであること。

※　充塡のみを行う場合でも、上記 1)及び 2)の基準を満たす必要があります。

■ 手数料について

登録申請手数料として、新規の場合は6,000円分（更新の場合は4,000円分）の兵庫県収入証紙をご用意ください。主な売りさばき所は以下のとおりです。

県庁舎	・神戸県民センター ・但馬県民局 （場所は各申請窓口にお問い合わせください。）
兵庫県内の金融機関	・三井住友銀行 ・但馬銀行 ・みなと銀行 ・但馬信用金庫 ・中兵庫信用金庫 ・但陽信用金庫 ・兵庫県信用組合 ・兵庫県信用農業協同組合連合会 ・兵庫県内主要農業組合
その他、各種団体等	・社団法人兵庫県食品衛生協会（神戸市内以外の保健所内） ・社団法人兵庫県自家用自動車協会連合会 （宝塚自家用自動車協会、社自家用自動車協会） ・本田石油株式会社テクノプラザ西播給油所 ・株式会社田口綜合事務所 ・社団法人兵庫県建設業協会淡路支部

郵送で、兵庫県収入証紙をお求めになりたい方は、以下の売りさばき人あてに、お申込みください。

【申込先】

一般財団法人兵庫県警察協会

〒650-8510　神戸市中央区下山手通 5-4-1　　ＴＥＬ： 078-351-7834

※ 詳しくは、兵庫県ウェブサイトをご覧ください。

http://web.pref.hyogo.jp/tb01/tb01_000000001.html#h01　（「兵庫県」、「証紙」で検索）

③ 申請に必要な書類等

これらの書類の正本に、副本１部を添えて提出してください。
巻末の様式及び記載例を参考に作成してください。

書　　類	留　意　事　項
第一種フロン類充塡回収業者登録・登録の更新申請書（様式第１）	法で定められた様式となっています。
事業所一覧	主たる事業所は様式第１へ、その他の兵庫県内関係事業所はこれに記載してください。
誓約書 （欠格条項に該当しない旨）	個人事業主：本人 法人事業主：法人及び全役員
住民票 （個人事業主の場合）	住民基本台帳による本人確認情報を利用しますが、窓口から求められた場合は申請日の３ヶ月前以内に発行されたものを提出してください（副本はコピー）
商業登記簿の謄本 （法人事業主の場合）	申請日の３ヶ月前以内に発行されたもの（副本はコピー）
フロン類回収設備一覧表	事業所・種類・能力ごとに記載してください。
回収設備の種類及び能力を証明する書類	カタログ、仕様書、取扱説明書等でこれらがわかるもの
回収設備の構造図	カタログ、仕様書、取扱説明書等の図面、写真等で回収設備の形状がわかるもの
回収設備の所有権を示す書類	購入契約書、納品書、領収書、購入（販売）証明書等
回収設備を所有していないが、使用権原がある場合、使用権原があることを示す書類	借用契約書、共同使用規定書等
「フロン類の性状及びフロン類の充塡・回収方法について十分な知見を有する者」の名簿	フロン類の充塡及び回収作業に実際にたずさわる者のうち、知見を有する者
兵庫県収入証紙６,０００円分 （手数料、新規分）	第一種フロン類充塡回収業者登録申請書（様式第１）の裏面に貼付してください。

（注）申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載がないこと、重要な事実の記載が欠けていないこと。

④ 登録通知書

登録手続きが終了しましたら、申請先の窓口からご連絡しますので、登録通知書をお受け取りください。通知書の郵送を希望される場合は、返信用封筒（簡易書留による郵送に必要な額の切手を貼付）が必要です。

登録通知書は、変更届出や廃業等届出、また５年後の登録申請（更新）の際に必要です。**再発行はしませんので大切に保管してください**。

(2) 登録申請（更新）について

① 申請が必要なとき

登録は、５年が経過すると失効します。失効すると兵庫県内では営業できなくなりますので、登録の有効期間の満了日が到来する前に申請してください。**満了日が近づいたことについて、県からの連絡はありません**。できる限り登録の有効期間の満了日の２ヶ月程度前に申請してください。

② 登録に必要なこと

登録申請（新規）の場合と同じです。

③ 申請に必要な書類等

登録申請（新規）と同じですが、手数料の額が異なります。

※留意点

兵庫県収入証紙４,０００円分（手数料、更新分）	第一種フロン類充塡回収業者登録申請書（様式第１）の裏面に貼付してください。
現在お持ちの登録通知書	新しい登録通知書と引き替えにお返しいただく場合は、写しでも結構です。

④ 登録通知書

登録申請（新規）の場合と同じです。

(3) 第一種フロン類充塡回収業者登録簿の公開について

兵庫県では、第一種特定製品の管理者※や廃棄等実施者などが第一種フロン類充塡回収業者の連絡先を検索できるよう、県ホームページに第一種フロン類充塡回収業者登録簿を掲載しています。登録簿には、登録番号、事業者名、代表者氏名（法人の場合）、登録年月日、更新期限、事業所名、事業所所在地、事業所電話番号、取り扱う特定製品の種類及び取り扱うフロン類の種類が記載されます。

※「管理者」とは、第一種特定製品の所有者又は管理責任を有する者をいう。

(4) 第一種フロン類充塡回収業者の役割・責務等について

① フロン類の充塡に関する基準について

フロン類の充塡の際には、以下に示す基準に従って充塡しなければなりません。

（法第 37 条第３項、施行規則第 14 条　※条文は巻末の参考資料をご覧ください。）

1) 充塡前の確認

充塡を行う前に、点検等の記録の確認や外観目視検査等により、冷媒の漏えい・故障等の有無やこれらに係る点検・修理の実施の有無を確認すること。

2) 第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者への通知

上記「充塡前の確認」の確認方法及びその結果を整備者及び管理者に伝えること。

確認の結果、漏えいや故障等があり、当該漏えいや故障等に係る点検や修理

の実施を確認できない場合は、状況に応じて、点検や修理が必要である旨を整備者及び管理者に説明すること。

3）修理等を行うまでの充塡（繰り返し充塡）の禁止

フロン類の漏えい又は故障等を確認した時は、やむを得ない場合※を除き、点検の結果又は修理により、現に漏えいが生じていないことが確認できるまで充塡を行わないこと。ただし、漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じている場合においては、この限りでない。

※環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類の充塡を行うことが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から60日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、１回に限り充塡を行うことができる。

4）冷媒の確認

充塡しようとするフロン類の種類が第一種特定製品に表示されたフロン類の種類に適合していること又は充塡しようとするフロン類の地球温暖化係数が第一種特定製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、使用して安全上支障がないものであることを確認すること。

なお、現に充塡されている冷媒とは異なるものを第一種特定製品に冷媒として充塡しようとする場合は、あらかじめ、管理者の承諾を得ること。

5）充塡中及び充塡後の漏えい防止

充塡中に、フロン類が大気中に放出されないよう必要な措置を実施すること。

また、必要以上に充塡を行う等不適切な充塡により、第一種特定製品の使用中に、フロン類が大気中に放出されるおそれがないよう必要な措置を実施すること。

6）フロン類の性状及びフロン類の充塡方法についての十分な知見

「フロン類の性状及びフロン類の充塡方法に係る十分な知見を有する者」※が、フロン類の充塡を自ら行い又はフロン類の充塡に立ち会うこと。

※「フロン類の性状及びフロン類の充塡方法について十分な知見を有する者」とは、下表に示す知識を有する者であり、該当する者の例としては、以下のＡ～Ｃが考えられます。

冷凍空調の基礎	●冷凍，空調基礎用語（例：過熱度，過冷却，高圧，低圧，飽和圧力，冷凍効果エンタルピ，成績係数・常用圧力等） ●ｐ－ｈ線図、冷媒の物性、冷凍サイクル、圧力（耐圧，設計，運転，ゲージ，気密試験，漏れ試験）、潤滑油の物性、運転制御に関する知識 など
使用機器の構造・機能	●圧縮機・電動機、潤滑装置、容量制御装置、蒸発器、凝縮器、付属機器類、安全装置などの構造や機能 など
冷媒配管	●配管設計（温度、振動、腐食環境）、配管施工技能（加工・工具類取扱）、切断・溶接・ろう付け作業、配管支持作業、保冷・防湿作業

	●冷媒系統部品（弁、フレア等継ぎ手類）に関する知識 など
運転・診断	●運転調整の方法、漏えい検知器の取扱い、運転漏えい診断、適正充填量の判断に関する知識 など
漏えい点検・修理	●システム漏えい点検方法、間接法による漏えい点検方法、直接法による漏えい点検、定期漏えい点検の頻度、定期漏えい点検の作業手順 ●加圧漏えい試験・真空検査 ●ろう付け作業 ●漏えい修理作業、漏えい点検・修理記録簿 ●回収装置、回収容器の取扱・運転手順 ●冷媒充填作業 ●安全で効率的な冷媒回収作業 など
漏えい予防保全 （漏らさない技術）	●点検・整備（故障の診断，原因，漏えい防止方法） ●交換部品（耐用年数、設置環境） ●漏えい防止の予知診断技術 ●稼働時漏えい防止ノウハウ ●漏えい事例
冷媒設備に係る法規	●高圧ガス保安法 ●フロン排出抑制法 ●その他関係法令
フルオロカーボンによる地球環境問題（必須ではないが望ましい）	●オゾン層破壊問題 ●地球温暖化問題 ●回収・再利用の重要性

【該当する者の例】

Ａ：冷媒フロン類取扱技術者（第一種、第二種）

Ｂ：一定の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

※一定の資格等に該当する例としては、以下の資格等があります。

資格の名称	認定者・主催者等
冷凍空調技士	公益社団法人日本冷凍空調学会
高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）	高圧ガス保安協会
高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外）であって、第一種特定製品の製造又は管理に関する業務に５年以上従事した者	高圧ガス保安協会
冷凍空気調和機器施工技能士	中央職業能力開発協会
高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者	高圧ガス保安協会

Ｃ：十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

② フロン類の回収に関する基準について

フロン類の回収の際には、以下に示す基準に従って回収しなければなりません。
（法第 44 条第２項､施行規則第 40 条　※条文は巻末の参考資料をご覧ください。）

1）適切な圧力の確保

第一種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力）の値が、一定時間が経過した後、以下の表に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、第一種特定製品の整備に際してフロン類の回収を行う場合であって、冷凍サイクルに残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあっては、この限りでない。

フロン類の圧力区分	圧　力
低圧ガス（常用の温度での圧力が 0.3MPa 未満のもの）	0.03 MPa 以下
高圧ガス（常用の温度での圧力が 0.3MPa 以上 2MPa 未満であって、フロン類の充塡量が 2kg 未満のもの）	0.1　MPa 以下
高圧ガス（常用の温度での圧力が 0.3MPa 以上 2MPa 未満であって、フロン類の充塡量が 2kg 以上のもの）	0.09 MPa 以下
高圧ガス（常用の温度での圧力が 2MPa 以上のもの）	0.1　MPa 以下

2）フロン類の性状及びフロン類の回収方法についての十分な知見

「フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者」※が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

※「フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者」に該当する者の例としては、以下の者があります。

資格・講習等の名称	認定者・主催者等
冷媒回収技術者	冷媒回収推進・技術センター（ＲＲＣ）
高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）	高圧ガス保安協会
冷凍空気調和機器施工技能士	中央職業能力開発協会
高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者	高圧ガス保安協会
冷凍空調技士	公益社団法人日本冷凍空調学会
技術士（機械部門（冷暖房・冷凍機械））	公益社団法人日本技術士会
兵庫県フロン回収・処理推進協議会の技術講習受講者	兵庫県フロン回収・処理推進協議会 （TEL：078－362－3285 事務局：兵庫県水大気課内）

③ 充塡証明書の交付について

第一種特定製品の整備時（新規設置時を含む）にフロン類の充塡を行ったときは、次の事項を記載のうえ、30 日以内に整備を発注した第一種特定製品の管理者に充塡証明書を交付しなければなりません。
（法第 37 条第４項、施行規則第 15 条）

1）整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所
2）フロン類を充填した第一種特定製品の所在
3）フロン類を充填した第一種特定製品を特定するための情報
4）フロン類を充填した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
5）充填証明書の交付年月日
6）フロン類を充填した年月日
7）充填したフロン類の種類ごとの量
8）当該第一種特定製品の設置に際して充填した場合又はそれ以外の整備に際して充填した場合の別

④　回収証明書の交付について

第一種特定製品の整備時にフロン類の回収を行ったときは、次の事項を記載のうえ、30 日以内に整備を発注した第一種特定製品の管理者に回収証明書を交付しなければなりません。（法第 39 条第６項、施行規則第 22 条）

1）整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所
2）フロン類を回収した第一種特定製品の所在
3）フロン類を回収した第一種特定製品を特定するための情報
4）フロン類を回収した第一種フロン類充填回収業者の氏名又は名称、住所及び登録番号
5）回収証明書の交付年月日
6）フロン類を回収した年月日
7）回収したフロン類の種類ごとの量

⑤　情報処理センターへの登録について

管理者の承諾を得た上で、上記の充填・回収証明書の記載事項を情報処理センター（一般財団法人　日本冷媒・環境保全機構）へ登録することで、充填・回収証明書の交付を省略することができます。この場合、情報処理センターへの登録期限は、充填・回収した日から 20 日以内になります。

【情報処理センターに関する問い合わせ先】
一般財団法人　日本冷媒・環境保全機構（ＪＲＥＣＯ）
〒105-0011　東京都港区芝公園 3-5-8 機械振興会館 4F 406-2
ＴＥＬ：03-5733-5311　ＦＡＸ：03-5733-5312
ＨＰ： http://www.jreco.or.jp/

4　届出について

(1) 変更届出について

① 届出が必要なとき

以下の事項のいずれかを変更した際に必要な届出です。
変更した日から 30 日以内に登録申請を行った窓口へ提出してください。

1) 氏名、名称、住所、法人の場合は商業登記簿に記載されている代表者氏名
2) 1)以外の事業所の名称、所在地
3) 取り扱う第一種特定製品の種類
4) 充塡及び回収するフロン類の種類
5) 事業所ごとの回収設備の種類
（例えば、申請時に「CFC 用」１台、「HCFC 用」１台を所有していたが、「CFC・HCFC 兼用」を１台追加（又は買い換え）した場合は届出が必要です。しかし、「CFC・HCFC・HFC 兼用」を１台所有していたが、さらに「CFC・HCFC・HFC 兼用」を１台追加（又は買い換え）した場合は届出不要です。）
6) ﾌﾛﾝ類の種類ごと充塡量が 50kg 以上の第一種特定製品の回収の有無
7) 代表者を除く役員のみ
※ 兵庫県では、役員が欠格条項(P.4)に該当しないことを確認するため、役員の変更時に報告を求めています。

② 届出に必要な書類

これらの書類の正本に、副本１部を添えて提出してください。
巻末の様式及び記載例を参考に作成してください。

書類名		変更内容							備考
		1)	2)	3)	4)	5)	6)	7)	
第一種フロン類充塡回収業者変更届出書(様式第2)		○	○	○	○	○	○		
添付書類	事業所一覧		○						主たる営業所又はその他の兵庫県関係事業所を変更したとき
	誓約書(法人事業主の場合、欠格条項に該当しない旨)	○						○	1)は代表者を変更したとき
	住民票★ (個人事業主の場合)	○							住民基本台帳による本人確認情報を利用しますが、窓口から求められた場合は、提出して下さい。
	商業登記簿の謄本★ (法人事業主の場合)	○						○	
	フロン類回収設備一覧表				○	○	○		
	回収設備の種類及び能力を証明する書類				○	○	○		
	回収設備の構造図				○	○	○		
	回収設備の所有を示す書類				○	○	○		
	回収設備を所有しないが、使用権原がある場合、使用権原があることを示す書類				△	△	△		
	現在お持ちの登録通知書	○	○	○	○	○	○		新しい登録通知書と引き替えにお返しいただく場合は、写しでも結構です。
役員変更の報告書								○	

★印のついた書類は、３ヶ月以内に発行されたもの限る。(副本はコピー)
△印のついた書類は、該当のある場合のみ添付してください。

③ 登録通知書について

登録の有効期間は届出前後で変更されません。

※第一種フロン類回収業者より自動移行した登録業者の方へ

自動移行後、p. 12 の 1)～6)に記載の内容について初めて変更届出した際に、兵庫県から通知される変更登録通知書の充填の欄には、原則として、**全ての第一種特定製品及びフロン類が記載されます**。(次回更新までの期間は、充填の対象とする第一種特定製品の種類は、エアコンディショナー及び冷蔵機器・冷凍機器の全て、充填しようとするフロン類の種類は、ＣＦＣ、ＨＣＦＣ、ＨＦＣの全てとなっているためです。)

もし、充填を行わない第一種特定製品やフロン類がある場合は、変更届出書にその旨を追記ください（記載例は p. 21 の例３をご覧ください)。

(2) 廃業等の届出について

① 届出が必要なとき

次の事由が発生すると、登録されている条件では第一種フロン類充填回収業を行えなくなりますので、発生した日から 30 日以内に登録申請を行った窓口へ提出してください。

発 生 し た 事 由	届 出 義 務 者
登録していた個人が死亡した場合	相続人
法人が合併により消滅した場合	法人の代表者であった者
法人が破産手続開始の決定により解散した場合	破産管財人
法人が合併及び破産手続開始の決定以外理由により解散した場合	清算人
兵庫県内において第一種フロン類充填回収業を廃止した場合	登録していた個人または法人の代表者

② 届出に必要な書類

これらの書類の正本に、副本１部を添えて提出してください。
巻末の様式及び記載例を参考に作成してください。

書　　類	留 意 事 項
第一種フロン類充填回収業者廃業等届出書	①の届出義務者の名で届け出てください。
現在お持ちの登録通知書	廃業等年月日をもって無効となりますので窓口へお返しください。
第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書	その年度の４月１日から廃業等年月日までの充填量及び回収量を記入してください。

③ その他

個人事業主の場合、相続人等が第一種フロン類充填回収業を行うときは、廃業等を届け出た後、新たに登録申請（新規）を行ってください。

法には、承継の規定はありません。

5　報告・記録について

(1) 充填量及び回収量等に関する報告について

① 報告が必要なとき

年度が替わると、前年度末時点で登録していた第一種フロン類充填回収業者は、前年度１年間に兵庫県で行った第一種フロン類充填回収業について、以下の量を設置時／設置時以外の整備時及び整備時／廃棄時に区別して報告しなければなりません。毎年４月１日から５月 15 日の間に、登録申請を行った窓口へ報告してください。

- フロン類を充填した第一種特定製品の種類ごとの台数及び充填したフロン類量（いったん回収して再度充填した量を除く）
- 前年度当初（前々年度末）に保管していた量
- フロン類を回収した第一種特定製品の種類ごとの台数及び回収したフロン類量（いったん回収して再度充填した量を除く）
- フロン類再生業者に引き渡した量
- フロン類破壊業者に引き渡した量
- 法第 50 条第１項ただし書きの規定により自ら再生し、充填したフロン類量
- 法施行規則第 49 条第１項に規定する場合において引き渡した量
- 前年度末に保管していた量

(すべて所定の様式に記載欄があります)

② 報告に必要な書類

以下の書類を提出してください。副本は必要ありませんが、控えが必要な場合は添付してください（郵送の場合は、切手を貼った返信用封筒も同封してください)。巻末の様式、記載要領及び記載例を参考に作成してください。

様式第３の備考にあるとおり、計算に矛盾がないように留意して記載及び日々の業務の記録を行ってください。

書　　類	留 意 事 項
第一種フロン類充填回収業者のフロン類充填量及び回収量等に関する報告書（様式第３）	兵庫県で行った第一種フロン類充填回収業について記入してください(他都道府県で行った分は、当該都道府県へ報告してください)。

(2) 日々の業務の記録について

法に定められている記録内容は以下のとおりです（フロン類の種類ごと、また、設置時／設置時以外の整備時及び整備時／廃棄時に区別して記録してください)。５年間保存してください。

- フロン類を充填した年月日
- 充填に係る整備を発注した管理者及び整備者の氏名又は名称及び住所
- 充填した第一種特定製品の種類及び台数、充填したフロン類量（いったん回収して再度充填した量を除く）
- フロン類を回収した年月日

- 回収に係る整備を発注した管理者及び整備者又は廃棄等実施者及び引渡受託者の氏名又は名称及び住所
- 回収した第一種特定製品の種類及び台数、回収したフロン類量（いったん回収して再度充塡した量を除く）
- 法第50条第１項ただし書きの規定により第一種フロン類充塡回収業者自ら再生した年月日及び再生したフロン類量、再生したフロン類を充塡した年月日及び充塡した量、当該充塡に係る整備を発注した管理者の氏名又は名称及び住所
- フロン類を再生業者に引き渡した年月日、再生業者の氏名又は名称、引渡量
- フロン類破壊業者に引き渡した年月日、破壊業者の氏名又は名称、引渡量
- 法施行規則第49条第１項に規定する場合の引き渡した年月日、相手方の氏名又は名称、引渡量
- 法施行規則第49条第２項に規定する場合の引き渡した年月日及び返却された年月日、相手方の氏名又は名称及び住所、引渡（返却）量

記載例

様式第１（第８条関係）
（表面）

該当しない方を＝で消して下さい。

第一種フロン類充塡回収業者登　　録申請書
~~登録の更新~~

記入は不要です。

※登 録 番 号	
※登録年月日	

申請する年月日を記入して下さい。

〇年　〇月　〇日

兵　庫　県　知　事　　様

法人の場合は代表者印鑑証明書印を、個人の場合は印を鮮明に捺印して下さい。

●住所は個人の場合は住民票、法人の場合は登記簿謄本と一致するもの。
●氏名のふりがなを記入して下さい。

（郵便番号）６５０－８５６７
住　　所　**神戸市中央区下山手通5-10-1**
氏　　名　**株式会社 兵庫工業**
代表取締役 兵庫（ひょうご） 太郎（たろう） 印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　**０７８－３４１－７７１１**

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第２７条第２項 ~~第３０条第２項~~の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充塡回収業者の 登　　録 ~~登録の更新~~を申請します。

この枠内は、主たる事業所について記入して下さい。（本社兼事業所の場合は、上と同様の事項を記入。）

事業所の名称及び所在地				
	名　　称			
	所 在 地	（郵便番号） 電話番号		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類				
	回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
	(1)エアコンディショナー	〇		〇
	(2)冷蔵機器・冷凍機器			〇
	フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品			〇
充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類				
	充塡の対象とする第一種特定製品の種類	充塡しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
	(1)エアコンディショナー	〇		〇
	(2)冷蔵機器・冷凍機器	〇		〇

HFC 充塡量 50Kg 以上のエアコンの場合は、２ヶ所に〇を記入。

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設 備 の 種 類	能力	
	200g／min未満	200g／min以上
CFC用	**1**台	台
HCFC用	台	台
HFC用		**1**台
CFC、HCFC兼用		台
CFC、HFC兼用		台
HCFC、HFC兼用		台
CFC、HCFC、HFC兼用		台

①仕様書やカタログで回収能力が 200g/min 未満か以上かを確認。
②充塡量 50kg 以上のものを回収する場合には、回収能力が 200g/min 以上の設備が必要。
③以上の条件を、事業所ごとに確認できるよう仕様書や納品書等の書類を添付。

記載例

事　業　所　一　覧

様式第１に記入した事業所以外の兵庫県での営業に関する事業所について記入して下さい。

事業所の名称　ふりがな　○○○○○○

事業所の所在地
(郵便番号)　○○○－○○○○
兵庫県○○市○○町△△番地
電話番号　○○○－○○○－○○○　FAX 番号　○○○－○○○－○○○

事業所の名称　ふりがな　○○○○○○

事業所の所在地
(郵便番号)　○○○－○○○○
兵庫県○○市○○町△△番地
電話番号　○○○－○○○－○○○　FAX 番号　○○○－○○○－○○○

事業所の名称　ふりがな　○○○○○○

事業所の所在地
(郵便番号)　○○○－○○○○
兵庫県○○市○○町△△番地
電話番号　○○○－○○○－○○○　FAX 番号　○○○－○○○－○○○

事業所の名称　ふりがな　○○○○○○

事業所の所在地
(郵便番号)　○○○－○○○○
兵庫県○○市○○町△△番地
電話番号　○○○－○○○－○○○　FAX 番号　○○○－○○○－○○○

事業所の名称　ふりがな　○○○○○○

事業所の所在地
(郵便番号)　○○○－○○○○
兵庫県○○市○○町△△番地
電話番号　○○○－○○○－○○○　FAX 番号　○○○－○○○－○○○

事業所の名称　ふりがな　○○○○○○

事業所の所在地
(郵便番号)　○○○－○○○○
兵庫県○○市○○町△△番地
電話番号　○○○－○○○－○○○　FAX 番号　○○○－○○○－○○○

記載例

様　式

誓　　約　　書

申請する年月日を記入して下さい。

平成　〇年　〇月　〇日

兵庫県知事　様

法人の場合、代表者印鑑証明書印を、個人の場合、印を鮮明に捺印して下さい。

（申請者）

●住所は個人の場合は住民票、法人の場合は登記簿謄本と一致するもの。
●氏名のふりがなを記入して下さい。

住　　所　**神戸市中央区下山手通5-10-1**
（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

電話番号　**０７８－３４１－７７１１**

FAX番号　〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇

株式会社　兵庫工業

氏　　名　**代表取締役　兵庫（ひょうご）　太郎（たろう）**　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第２９条第１項各号に該当していないことを誓約します。

記載例

フロン類回収設備一覧表

事業所名	番号	メーカー	機種名･形式名	フロンの種類	能力(g/分)	台数
ふりがな ○○○○事業所	1	㈱○○○製	SE○○型	CFC 用、HCFC 用、HFC 用	○○g/分	1
				CFC 用、HCFC 用、HFC 用		
				CFC 用、HCFC 用、HFC 用		
				CFC 用、HCFC 用、HFC 用		
				CFC 用、HCFC 用、HFC 用		
				CFC 用、HCFC 用、HFC 用		
				CFC 用、HCFC 用、HFC 用		
				CFC 用、HCFC 用、HFC 用		
				CFC 用、HCFC 用、HFC 用		
				CFC 用、HCFC 用、HFC 用		
				CFC 用、HCFC 用、HFC 用		
				CFC 用、HCFC 用、HFC 用		
				CFC 用、HCFC 用、HFC 用		
				CFC 用、HCFC 用、HFC 用		
				CFC 用、HCFC 用、HFC 用		
				CFC 用、HCFC 用、HFC 用		

備考：事業所ごと、回収設備の機種ごとに記載すること。

記載例

フロン類の性状及びフロン類の充填・回収方法について十分な知見を有する者※の名簿

事業所名	充填・回収の別	氏　　名
ふりがな *○○○○事業所*	(充填) ・ (回収)	ふりがな *○○　○○*
	充填　・　回収	
	充填　・　回収	
	充填　・　回収	
	充填　・　回収	
	充填　・　回収	
	充填　・　回収	

備考：事業所ごとに記載すること。　記入枠が足りない場合は、様式をコピーして記入してください。

十分な知見を有する者について

※「フロン類の性状及びフロン類の**充填方法**について十分な知見を有する者」とは、下表に示す知識を有する者であり、該当する者の例としては、以下のA～Cが考えられます。

冷凍空調の基礎	●冷凍，空調基礎用語（例：過熱度，過冷却，高圧，低圧，飽和圧力，冷凍効果エンタルピ，成績係数・常用圧力等） ●ｐ－ｈ線図、冷媒の物性、冷凍サイクル、圧力（耐圧，設計，運転，ゲージ，気密試験，漏れ試験）、潤滑油の物性、運転制御に関する知識 など
使用機器の構造・機能	●圧縮機・電動機、潤滑装置、容量制御装置、蒸発器、凝縮器、付属機器類、安全装置などの構造や機能 など
冷媒配管	●配管設計（温度、振動、腐食環境）、配管施工技能（加工・工具類取扱）、切断・溶接・ろう付け作業、配管支持作業、保冷・防湿作業 ●冷媒系統部品（弁、フレア等継ぎ手類）に関する知識 など
運転・診断	●運転調整の方法、漏えい検知器の取扱い、運転漏えい診断、適正充填量の判断に関する知識 など
漏えい点検・修理	●システム漏えい点検方法、間接法による漏えい点検方法、直接法による漏えい点検、定期漏えい点検の頻度、定期漏えい点検の作業手順　●加圧漏えい試験・真空検査 ●ろう付け作業　●漏えい修理作業、漏えい点検・修理記録簿　●冷媒充填作業 ●回収装置、回収容器の取扱・運転手順　●安全で効率的な冷媒回収作業 など
漏えい予防保全 （漏らさない技術）	●点検・整備（故障の診断，原因，漏えい防止方法）●交換部品（耐用年数、設置環境） ●漏えい防止の予知診断技術　●稼働時漏えい防止ノウハウ　●漏えい事例
冷媒設備に係る法規	●高圧ガス保安法　●フロン排出抑制法　●その他関係法令
フルオロカーボンによる地球環境問題（必須ではないが望ましい）	●オゾン層破壊問題　●地球温暖化問題　●回収・再利用の重要性

【該当する者の例】

A：冷媒フロン類取扱技術者（第一種、第二種）

B：一定の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

一定の資格等としては、例えば、以下の資格が挙げられます。

a) 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）、 **b)** 冷凍空気調和機器施工技能士

c) 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者、 **d)** 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）、

e) 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外、業務用冷凍空調機器の製造・管理の業務従事５年以上） 等

C：十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

※「フロン類の性状及びフロン類の**回収方法**について十分な知見を有する者」とは、上記 **a)～e)** に示す資格を有する者の他、下記 f)の資格取得者や g)の講習受講者が考えられます。

f) 技術士（技術部門（冷暖房・冷凍機器））、**g)** 兵庫県フロン回収・処理推進協議会の技術講習受講修了者

様式第２（第１１条関係）

記載例

届出する年月日を記載して下さい。

第一種フロン類充塡回収業者変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

兵 庫 県 知 事　　様

法人の場合、代表者印鑑証明書印を
個人の場合、印を
鮮明に捺印して下さい。

（郵便番号）６５０－８５６７

住　　所　神戸市中央区下山手通 5-10-1

氏　　名　株式会社 兵庫工業
代表取締役 兵庫（ひょうご） 太郎（たろう）　印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号　０７８－３４１－７７１１

登録番号　兵庫　第２８１０×××××

●住所は個人の場合は住民票、
法人の場合は登記簿謄本と一致するもの。
・氏名のふりがな

第一種フロン類充塡回収業に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第３１条第１項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容	**（例１）事業所の名称及び所在地** **〇〇〇〇株式会社** **〇〇市〇〇町〇－〇** **電話/FAX：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇** **（例２）回収対象の第一種特定製品の種類と設備の能力変更** **・エアコンディショナー** **・フロンの充塡量が 50kg 以上の第一種特定製品　　CFC　250g/分** **（例３）充塡対象の第一種特定製品及びフロン類の種類** **・充塡する第一特定製品の種類** **エアコンディショナー** **・充塡するフロン類の種類** **CFC、HCFC**	**〇〇〇〇株式会社** **△△市△△町△－△** **電話/FAX：△△△－△△△－△△△△** **・エアコンディショナー** **CFC　150g/分** **・充塡する第一特定製品の種類** **エアコンディショナー** **冷蔵機器・冷凍機器** **・充塡するフロン類の種類** **CFC、HCFC、HFC**
変 更 理 由	**（例１）　事業所所在地の変更** **（例２）　回収能力の向上** **（例３）　充塡の対象としない第一種特定製品及びフロン類があるため**	

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様　式

記載例

役員変更の報告書

報告する年月日を記載して下さい。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

兵 庫 県 知 事　　様

法人の場合、代表者印鑑証明書印
個人の場合、印を
鮮明に捺印して下さい。

（郵便番号）　**６５０－８５６７**
所　在　地　**神戸市中央区下山手通 5-10-1**
名　　称　**株式会社　兵庫工業**
代表者氏名　**代表取締役 兵庫（ひょうご） 太郎（たろう）**　　印
電 話 番 号　**０７８－３４１－７７１１**
FAX 番 号　**〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇**
登 録 番 号　**兵庫　第２８１０××××××**

●所在地は登記簿謄本と一致するもの
●氏名のふりがな
***　を記載して下さい。***

登録者の役員について変更したので、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
役員変更 の 内容	（例）兵庫　太郎	（例）兵庫　花子

記載例

第一種フロン類充塡回収業者廃業等届出書

届出する年月日を記載して下さい。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

兵庫県知事　様

法人の場合、代表者印鑑証明書印
個人の場合、印を
鮮明に捺印して下さい。

届出者　ふりがな　〇〇　〇〇

住　所　**兵庫県〇〇市〇〇町〇〇番地**

氏　名　ふりがな　〇〇　〇〇　印

登録年月日を記載して下さい。

登録番号を記載して下さい。

平成　**〇〇**年　**〇**月　**〇〇**日付け第**２８１０×××××**号により登録を受けた第一種フロン類充塡回収業に係る事項について廃業等したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第３３条第１項の規定により届け出ます。

廃業等日	〇〇年　〇月〇〇日	※整理番号	
廃業等の理由	*廃業等した日を記載して下さい。* 1　死亡 2　法人の合併による消滅 3　法人の破産による解散 4　法人の解散(合併及び破産以外の理由) 5　兵庫県内の第一種フロン類充塡回収業の廃止 （該当するものを〇で囲む）	※受理年月日 ※備考	年　月　日

備考１：※印は記入しないこと。

２：登録年月日（更新後は登録更新年月日）

３：廃業等の理由が上記５以外である場合の届出者は次のとおりとする。

死亡（個人経営の場合）	相続人
法人の合併による消滅	法人を代表する役員であった者
法人の破産による解散	破産管財人
法人の解散(合併及び破産以外の理由)	清算人

４：様式の大きさは日本工業規格Ａ４とすること。

「第一種フロン類充塡回収業者のフロン類充塡量及び回収量等に関する報告書」記載要領

（１）『登録番号』

第一種フロン類充塡回収業者登録番号（「28」で始まる 9 ケタの番号）を記入してください（平成 27 年３月 31 日までに登録を受けている場合は、回収業者登録番号（「28」で始まる 9 ケタの番号）が、そのまま充塡回収業者登録番号となります)。

（２）充塡量及び回収量等の記入欄（『ＣＦＣ』『ＨＣＦＣ』『ＨＦＣ』）

平成 X 年度の報告書には、ＣＦＣ、ＨＣＦＣ及びＨＦＣの別に、**「平成 X 年 4 月 1 日から平成 X+1 年 3 月 31 日までの１年間」**における以下の数量について記入してください。

冷凍空調機器の設置時・整備時等にフロン類を充塡していない場合及び冷凍空調機器の整備時・廃棄時にフロン類を回収していない場合は、**すべての項目に「0」と記入して提出してください**。

兵庫県以外でも第一種フロン類充塡回収業者登録を受けている場合、**兵庫県内での数量のみ**報告してください。

＊　『充塡した第一種特定製品の台数』

貴事業所で平成 X 年 4 月 1 日から平成 X+1 年 3 月 31 日までにフロン類の充塡を行った台数を設置時／設置時以外の整備時に区別して記入してください。第一種特定製品の設置時及び設置以外の整備時にフロン類の充塡を行っていなければ「0」台としてください。

＊　『充塡した量』　（CFC→①, HCFC→⑨, HFC→⑰）

貴事業所で平成 X 年 4 月 1 日から平成 X+1 年 3 月 31 日までに充塡したフロン類の合計量（いったん回収して再度充塡した量を除く。）を設置時／設置時以外の整備時に区別して記入してください。第一種特定製品の設置時及び設置以外の整備時にフロン類の充塡を行っていなければ「0」kg としてください。

＊　『回収した第一種特定製品の台数』

貴事業所で平成 X 年 4 月 1 日から平成 X+1 年 3 月 31 日までにフロン類の回収を行った台数を整備時／廃棄時に区別して記入してください。整備時・廃棄時に第一種特定製品からフロン類の回収を行っていなければ「0」台としてください。

＊　『回収した量』　（CFC→②, HCFC→⑩, HFC→⑱）

貴事業所で平成 X 年 4 月 1 日から平成 X+1 年 3 月 31 日までに回収したフロン類の合計量（いったん回収して再度充塡した量を除く。）を整備時／廃棄時に区別して記入してください。整備時・廃棄時に第一種特定製品からフロン類の回収を行っていなければ「0」kg としてください。

＊　『年度当初に保管していた量』　（CFC→③, HCFC→⑪, HFC→⑲）

前年度に兵庫県に提出した報告書の「年度末に保管していた量」に記載した量をそのまま記入してください。

＊　『第一種フロン類再生業者に引き渡した量』　（CFC→④, HCFC→⑫, HFC→⑳）

整備時・廃棄時に第一種特定製品から回収したフロン類のうち、フロン排出抑制法第 50 条第１項の規定に基づき許可を受けた再生業者に引き渡した量の合計を記入してください。

＊　『フロン類破壊業者に引き渡した量』　（CFC→⑤,HCFC→⑬,HFC→㉑）

整備時・廃棄時に冷凍空調機器等から回収したフロン類のうち、フロン排出抑制法第 63 条の規定に基づき許可を受けた破壊業者に引き渡した量の合計を記入してください。

＊　『法第 50 条第１項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量』（CFC→⑥,HCFC→⑭,HFC→㉒）

整備時、廃棄時に第一種特定製品から回収したフロン類のうち、フロン排出抑制法第 50 条第１項ただし書の規定により自ら再生し、その再生したフロン類を回収した第一種特定製品とは別の第一種特定製品に充塡した量の合計を記入してください。

＊　『第 49 条第１号に規定する者に引き渡した量』　（CFC→⑦,HCFC→⑮,HFC→㉓）

整備時・廃棄時に冷凍空調機器等から回収したフロン類のうち、フロン排出抑制法施行規則第 49 条第１号に規定する者に引き渡した量の合計を記入してください。

＊　『年度末に保管していた量』（CFC→⑧,HCFC→⑯,HFC→㉔）

整備時・廃棄時に第一種特定製品から回収したフロン類のうち、平成 X+1 年 3 月 31 日の時点で自社のボンベ等で保管している量を記入してください。

原則として、『②＋③＝④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧』、『⑩＋⑪＝⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯』、『⑱＋⑲＝⑳＋㉑＋㉒＋㉓＋㉔』となっているかどうかを確認の上、提出窓口に提出してください。

様式第３（第５２条関係）

記載例

第一種フロン類充塡回収業者のフロン類充塡量及び回収量等に関する報告書

平成□□年□□月□□日

兵庫県知事　　様

法人の場合、代表者印鑑証明書印
個人の場合、印を
鮮明に捺印して下さい。

（郵便番号）**６５０－８５６７**
住　　所　**神戸市中央区下山手通 5-10-1**
氏　　名　**株式会社　兵庫工業**
代表取締役　兵庫　太郎　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号　**０７８－３４１－７７１１**
登録番号　**兵庫　第２８１０×××××号**

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第４７条第３項の規定に基づき、次のとおり報告します。

ＣＦＣ

	(1)　エアコンディショナー		(2)　冷蔵機器及び冷凍機器		(3)　合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
ＣＦＣを充塡した第一種特定製品の台数	**０**台	**０**台	**０**台	**０**台	**０**台	０台
①充塡した量	**０**kg	**０**kg	**０**kg	**０**kg	**０**kg	０kg
	(1)　エアコンディショナー		(2)　冷蔵機器及び冷凍機器		(3)　合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
ＣＦＣを回収した第一種特定製品の台数	**０**台	**２**台	**０**台	**２**台	**０**台	４台
②回収した量	**０**kg	**32．2**kg	**０**kg	**６．７**kg	**０**kg	**３８．９**kg
③年度当初に保管していた量					**０**kg	**０**kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					**０**kg	**１５．０**kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					**０**kg	**１５．０**kg
⑥法第５０条第１項ただし書きの規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量					**０**kg	**０**kg
⑦第４９条第１号に規定する者に引き渡した量					**０**kg	**０**kg
⑧年度末に保管していた量					**０**kg	**８．９**kg

ＨＣＦＣ

	(1)　エアコンディショナー		(2)　冷蔵機器及び冷凍機器		(3)　合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
ＨＣＦＣを充塡した第一種特定製品の台数	**０**台	**３**台	**０**台	**２**台	０台	５台
⑨充塡した量	**０**kg	**１０．１**kg	**０**kg	**２１．６**kg	**０**kg	**３１．７**kg
	(1)　エアコンディショナー		(2)　冷蔵機器及び冷凍機器		(3)　合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
ＨＣＦＣを回収した第一種特定製品の台数	**１**台	**３２９**台	**５**台	**９**台	**６** 台	**３３８**台
⑩回収した量	**４．３**kg	**3510.3**kg	**１３．１**kg	**180.7**kg	**１７．４**kg	**3691.0**kg
⑪年度当初に保管していた量						
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					**０**kg	**０**kg
⑬フロン類破壊業者に引き渡した量					**１７．４**kg	**3500.0**kg
⑭法第５０条第１項ただし書きの規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量					**０**kg	**０**kg
⑮第４９条第１号に規定する者に引き渡した量					**０**kg	**０**kg
⑯年度末に保管していた量					**０**kg	**191.0**kg

ＨＦＣ

	(1)　エアコンディショナー		(2)　冷蔵機器及び冷凍機器		(3)　合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
ＨＦＣを充塡した第一種特定製品の台数	**２**台	**４**台	**３**台	**５**台	**５**台	**９**台
⑰充塡した量	**８．０**kg	**１４．５**kg	**２１．８**kg	**４２．９**kg	**２９．８**kg	**５７．４**kg
	(1)　エアコンディショナー		(2)　冷蔵機器及び冷凍機器		(3)　合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
ＨＦＣを回収した第一種特定製品の台数	**０**台	**０**台	**０**台	**０**台	**０**台	**０**台
⑱回収した量	**０**kg	**０**kg	**０**kg	**０**kg	**０**kg	**０**kg
⑲年度当初に保管していた量					**０**kg	**０**kg
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量					**０**kg	**０**kg
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量					**０**kg	**０**kg
㉒法第５０条第１項ただし書きの規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量					**０**kg	**０**kg
㉓第４９条第１号に規定する者に引き渡した量					**０**kg	**０**kg
㉔年度末に保管していた量					**０**kg	**０**kg

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

３　原則として、②＋③＝④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧、⑩＋⑪＝⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯、⑱＋⑲＝⑳＋㉑＋㉒＋㉓＋㉔となるようにすること。

４　第４９条第２号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

様式第１(第８条関係)
(表面)

第一種フロン類充塡回収業者登　　録／登録の更新申請書

※登 録 番 号	
※登録年月日	

年　　月　　日

兵　庫　県　知　事　　様

(郵便番号)
住　　所
氏　　名　　印
(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
電話番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律 第２７条第２項／第３０条第２項の規定により、必要な書類を添えて第一種フロン類充塡回収業者の登　　録／登録の更新を申請します。

事業所の名称及び所在地				
	名　　称			
	所　在　地	(郵便番号) 電話番号		
回収の対象とする第一種特定製品の種類等及び回収しようとするフロン類の種類				
	回収の対象とする第一種特定製品の種類等	回収しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
	(1)エアコンディショナー			
	(2)冷蔵機器・冷凍機器			
	フロン類の充塡量が50kg以上の第一種特定製品			
充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類				
	充塡の対象とする第一種特定製品の種類等	充塡しようとするフロン類の種類		
		CFC	HCFC	HFC
	(1)エアコンディショナー			
	(2)冷蔵機器・冷凍機器			

フロン類回収設備の種類、能力及び台数

設　備　の　種　類	能　　力	
	200g／min未満	200g／min以上
CFC用	台	台
HCFC用	台	台
HFC用	台	台
CFC、HCFC兼用	台	台
CFC、HFC兼用	台	台
HCFC、HFC兼用	台	台
CFC、HCFC、HFC兼用	台	台

(裏面)

備考　1　※印の欄は、更新の場合に記入すること。

2　「回収の対象とする第一種特定製品の種類及び回収しようとするフロン類の種類」及び「充塡の対象とする第一種特定製品の種類及び充塡しようとするフロン類の種類」の欄には、該当するものに丸印を記入すること。

3　事業所が複数ある場合には、「事業所の名称及び所在地」以降の欄を繰り返し設け、事業所ごとに記載すること。

4　用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

5　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

6　下記の欄には、申請に係る事項の補足的説明、フロン類の回収を自ら行う者若しくはフロン類の回収に立ち会う者の氏名又はフロン類の充塡を自ら行う者若しくはフロン類の充塡に立ち会う者の氏名等を、任意に記載することができる。

事　業　所　一　覧

事業所の名称
事業所の所在地 (郵便番号) 電話番号　　FAX 番号
事業所の名称
事業所の所在地 (郵便番号) 電話番号　　FAX 番号
事業所の名称
事業所の所在地 (郵便番号) 電話番号　　FAX 番号
事業所の名称
事業所の所在地 (郵便番号) 電話番号　　FAX 番号
事業所の名称
事業所の所在地 (郵便番号) 電話番号　　FAX 番号
事業所の名称
事業所の所在地 (郵便番号) 電話番号　　FAX 番号

様　式

誓　　約　　書

平成　　年　　月　　日

兵庫県知事　様

（申請者）

住　　所 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（法人にあっては、主たる事務所の所在地）

電話番号

FAX番号

氏　　名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

登録申請者及びその役員は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第２９第１項各号に該当していないことを誓約します。

フロン類回収設備一覧表

事業所名	番号	メーカー	機種名･形式名	フロンの種類	能力(g/分)	台数
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		
				CFC 用､HCFC 用､HFC 用		

備考：事業所ごと、回収設備の機種ごとに記載すること。

フロン類の性状及びフロン類の充填・回収方法について十分な知見を有する者※の名簿

事業所名	充填・回収の別	氏　　名
	充填　・　回収	
	充填　・　回収	
	充填　・　回収	
	充填　・　回収	
	充填　・　回収	
	充填　・　回収	
	充填　・　回収	

備考：事業所ごとに記載すること。記入枠が足りない場合は、様式をコピーして記入してください。

十分な知見を有する者について

※「フロン類の性状及びフロン類の**充填方法**について十分な知見を有する者」とは、下表に示す知識を有する者であり、該当する者の例としては、以下のA～Cが考えられます。

冷凍空調の基礎	●冷凍，空調基礎用語（例：過熱度，過冷却，高圧，低圧，飽和圧力，冷凍効果エンタルピ，成績係数・常用圧力等） ●ｐ－ｈ線図、冷媒の物性、冷凍サイクル、圧力（耐圧，設計，運転，ゲージ，気密試験，漏れ試験）、潤滑油の物性、運転制御に関する知識 など
使用機器の構造・機能	●圧縮機・電動機、潤滑装置、容量制御装置、蒸発器、凝縮器、付属機器類、安全装置などの構造や機能 など
冷媒配管	●配管設計（温度、振動、腐食環境）、配管施工技能（加工・工具類取扱）、切断・溶接・ろう付け作業、配管支持作業、保冷・防湿作業 ●冷媒系統部品（弁、フレア等継ぎ手類）に関する知識 など
運転・診断	●運転調整の方法、漏えい検知器の取扱い、運転漏えい診断、適正充填量の判断に関する知識 など
漏えい点検・修理	●システム漏えい点検方法、間接法による漏えい点検方法、直接法による漏えい点検、定期漏えい点検の頻度、定期漏えい点検の作業手順　●加圧漏えい試験・真空検査 ●ろう付け作業　●漏えい修理作業、漏えい点検・修理記録簿　●冷媒充填作業 ●回収装置、回収容器の取扱・運転手順　●安全で効率的な冷媒回収作業 など
漏えい予防保全 （漏らさない技術）	●点検・整備（故障の診断，原因，漏えい防止方法）●交換部品（耐用年数、設置環境） ●漏えい防止の予知診断技術　●稼働時漏えい防止ノウハウ　●漏えい事例
冷媒設備に係る法規	●高圧ガス保安法　●フロン排出抑制法　●その他関係法令
フルオロカーボンによる地球環境問題（必須ではないが望ましい）	●オゾン層破壊問題　●地球温暖化問題　●回収・再利用の重要性

【該当する者の例】

A：冷媒フロン類取扱技術者（第一種、第二種）

B：一定の資格等を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

一定の資格等としては、例えば、以下の資格が挙げられます。

a) 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）、 **b)** 冷凍空気調和機器施工技能士

c) 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者、 **d)** 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械）、

e) 高圧ガス製造保安責任者（冷凍機械以外、業務用冷凍空調機器の製造・管理の業務従事５年以上） 等

C：十分な実務経験を有し、かつ、充填に必要となる知識等の習得を伴う講習を受講した者

※「フロン類の性状及びフロン類の**回収方法**について十分な知見を有する者」とは、上記 **a)～e)** に示す資格を有する者の他、下記 f)の資格取得者や g)の講習受講者が考えられます。

f) 技術士（技術部門（冷暖房・冷凍機器））、**g)** 兵庫県フロン回収・処理推進協議会の技術講習受講修了者

様式第２（第１１条関係）

第一種フロン類充塡回収業者変更届出書

年　　月　　日

兵 庫 県 知 事　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
登録番号

第一種フロン類充塡回収業に係る以下の事項について変更したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第３１条第１項の規定により、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
変更の内容		
変 更 理 由		

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
　　２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。

様　式

役員変更の報告書

年　　月　　日

兵 庫 県 知 事　　様

(郵便番号)
所　在　地
名　　称
代表者氏名　　印
電 話 番 号
FAX 番 号
登 録 番 号

登録者の役員について変更したので、関係書類等を添えて届け出ます。

	新	旧
役員変更 の 内容		

第一種フロン類充塡回収業者廃業等届出書

年　　月　　日

兵庫県知事　様

届出者

住　所

氏　名　　印

平成　　年　　月　　日付け第　　号により登録を受けた第一種フロン類充塡回収業に係る事項について廃業等したので、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第３３条第１項の規定により届け出ます。

廃 業 等 日	年　　月　　日	※整理番号	
廃業等の理由	１　死亡 ２　法人の合併による消滅 ３　法人の破産による解散 ４　法人の解散(合併及び破産以外の理由) ５　兵庫県内の第一種フロン類充塡回収業の廃止 (該当するものを○で囲む)	※受理年月日 ※備考	年　　月　　日

備考１：※印は記入しないこと。

２：登録年月日（更新後は登録更新年月日）

３：廃業等の理由が５以外である場合の届出者は次のとおりとする。

死亡（個人経営の場合）	相続人
法人の合併による消滅	法人を代表する役員であった者
法人の破産による解散	破産管財人
法人の解散(合併及び破産以外の理由)	清算人

４：様式の大きさは日本工業規格Ａ４とすること。

様式第３（第５２条関係）

第一種フロン類充塡回収業者のフロン類充塡量及び回収量等に関する報告書

年　　月　　日

兵庫県知事　　様

（郵便番号）
住　　所
氏　　名　　印
（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
電話番号
登録番号

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第４７条第３項の規定に基づき、次のとおり報告します。

ＣＦＣ

	(1)　エアコンディショナー		(2)　冷蔵機器及び冷凍機器		(3)　合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
ＣＦＣを充塡した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
①充塡した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1)　エアコンディショナー		(2)　冷蔵機器及び冷凍機器		(3)　合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
ＣＦＣを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
②回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
③年度当初に保管していた量					kg	kg
④第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑤フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑥法第５０条第１項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量					kg	kg
⑦第４９条第１号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑧年度末に保管していた量					kg	kg

ＨＣＦＣ

	(1)　エアコンディショナー		(2)　冷蔵機器及び冷凍機器		(3)　合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
ＨＣＦＣを充塡した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑨充塡した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1)　エアコンディショナー		(2)　冷蔵機器及び冷凍機器		(3)　合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
ＨＣＦＣを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑩回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑪年度当初に保管していた量					kg	kg
⑫第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
⑬フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
⑭法第５０条第１項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量					kg	kg
⑮第４９条第１号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
⑯年度末に保管していた量					kg	kg

ＨＦＣ

	(1)　エアコンディショナー		(2)　冷蔵機器及び冷凍機器		(3)　合計	
	設置	設置以外	設置	設置以外	設置	設置以外
ＨＦＣを充塡した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑰充塡した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
	(1)　エアコンディショナー		(2)　冷蔵機器及び冷凍機器		(3)　合計	
	整備	廃棄等	整備	廃棄等	整備	廃棄等
ＨＦＣを回収した第一種特定製品の台数	台	台	台	台	台	台
⑱回収した量	kg	kg	kg	kg	kg	kg
⑲年度当初に保管していた量					kg	kg
⑳第一種フロン類再生業者に引き渡した量					kg	kg
㉑フロン類破壊業者に引き渡した量					kg	kg
㉒法第５０条第１項ただし書の規定により自ら再生し、充塡したフロン類の量					kg	kg
㉓第４９条第１号に規定する者に引き渡した量					kg	kg
㉔年度末に保管していた量					kg	kg

備考　１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。
２　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。この場合において、署名は必ず本人が自署するものとする。
３　原則として、②＋③＝④＋⑤＋⑥＋⑦＋⑧、⑩＋⑪＝⑫＋⑬＋⑭＋⑮＋⑯、⑱＋⑲＝⑳＋㉑＋㉒＋㉓＋㉔となるようにすること。
４　第４９条第２号に該当する場合にあっては、引渡し及び返却の年月日、申請者の氏名又は名称及び住所並びにフロン類の種類ごとの量を記載した書面を添付すること。

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律等（抜粋）

（フロン類の充填に関する基準）

法第三十七条

第一種特定製品整備者は、第一種特定製品の整備に際して、当該第一種特定製品に冷媒としてフロン類を充填する必要があるときは、当該フロン類の充填を第一種フロン類充填回収業者に委託しなければならない。ただし、第一種特定製品整備者が第一種フロン類充填回収業者である場合において、当該第一種特定製品整備者が自ら当該フロン類の充填を行うときは、この限りでない。

2　第一種特定製品整備者は、前項本文に規定するフロン類の充填の委託に際しては、主務省令で定めるところにより、当該第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者の氏名又は名称及び住所並びに当該第一種特定製品の管理者が第七十六条第一項に規定する情報処理センター（以下この節において「情報処理センター」という。）の使用に係る電子計算機と電気通信回線で接続されている入出力装置を使用しているかどうか及び当該入出力装置を使用している場合にあっては当該情報処理センターの名称を当該第一種フロン類充填回収業者に対し通知しなければならない。

3　第一種フロン類充填回収業者（第一項ただし書の規定により自らフロン類の充填を行う第一種特定製品整備者を含む。次項、次条第一項、第四十七条第一項から第三項まで並びに第四十九条第一項、第二項、第五項及び第七項において同じ。）**は、第一項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行うに当たっては、主務省令で定めるフロン類の充填に関する基準に従って行わなければならない。**

↳ **施行規則第十四条**

4　第一種フロン類充填回収業者は、第一項本文に規定するフロン類の充填の委託を受けてフロン類の充填を行い、又は同項ただし書の規定によるフロン類の充填を行ったときは、フロン類の充填を証する書面（ 以下この項及び次条第一項において「充填証明書」という。） に主務省令で定める事項を記載し、主務省令で定めるところにより、当該フロン類に係る第一種特定製品の整備を発注した第一種特定製品の管理者に当該充填証明書を交付しなければならない。

施行規則第十四条

法第三十七条第三項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

1　第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充填を行う前に、当該第一種特定製品について、当該第一種特定製品の管理者が保存する点検及び整備に係る記録簿を確認すること、外観を目視により検査することその他の簡易な方法により、次に掲げる事項を確認（次号及び第三号において「充填前の確認」という。）すること。

イ　第一種特定製品に冷媒として充填されているフロン類の漏えい（以下この条において単に「漏えい」という。）の有無並びに漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えいに係る点検及び当該漏えいを防止するために必要な措置（以下この条において「修理」という。）の実施の有無

ロ　漏えいを現に生じさせている蓋然性が高い故障又はその徴候（以下この条において「故障等」という。）の有無並びに故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検及び修理の実施の有無

2　前号の充填前の確認を行った場合において、当該充填前の確認の方法及びその結果並びに次に掲げる事項について第一種特定製品整備者及び第一種特定製品の管理者に通知すること。

イ　漏えいを確認し、かつ、当該漏えいに係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該漏えい箇所を特定するための点検及び修理の実施の必要性

ロ　漏えいを確認し、当該漏えいに係る点検による漏えい箇所の特定及び修理の実施を確認できない場合にあっては、修理の実施の必要性

ハ　故障等を確認し、かつ、当該故障等に係る点検の実施を確認できない場合にあっては、当該故障等の原因を特定するための点検及び点検の結果において当該故障等により漏えいが現に生じていることが確認された場合における修理の実施の必要性

3　第一号の充塡前の確認を行った場合において、漏えい又は故障等を確認したときは、次に掲げる事項を確認するまで第一種特定製品に冷媒としてフロン類の充塡を行ってはならない。ただし、漏えい箇所の特定又は修理の実施が著しく困難な場所に当該漏えいが生じている場合においては、この限りでない。

イ　漏えいを確認した場合にあっては、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。

ロ　故障等を確認した場合にあっては、当該故障等に係る点検を行ったこと及び次に掲げるいずれかの事項

(1)　当該故障等により漏えいが現に生じていないこと。

(2)　当該故障等による漏えいを確認したときは、当該漏えい箇所が特定され、かつ、修理の実施により漏えいが現に生じていないこと。

4　人の健康を損なう事態又は事業への著しい損害が生じないよう、環境衛生上必要な空気環境の調整、被冷却物の衛生管理又は事業の継続のために修理を行わずに応急的にフロン類の充塡を行うことが必要であり、かつ、漏えいを確認した日から六十日以内に当該漏えい箇所の修理を行うことが確実なときは、前号の規定にかかわらず、同号イ及びロに規定する事項の確認前に、一回に限り充塡を行うことができる。

5　充塡しようとするフロン類の種類が法第八十七条第三号に基づき第一種特定製品に表示されたフロン類の種類に適合していることを確認すること又は充塡しようとするフロン類の地球温暖化係数（フロン類の種類ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき環境大臣及び経済産業大臣が定める係数をいう。以下この号及び第九十四条において同じ。）が当該第一種特定製品に表示されたフロン類の地球温暖化係数よりも小さく、かつ、当該第一種特定製品に使用して安全上支障がないものであることを当該第一種特定製品の製造業者等に確認すること。

6　現に第一種特定製品に充塡されている冷媒とは異なるものを当該第一種特定製品に冷媒として充塡しようとする場合は、あらかじめ、当該第一種特定製品の管理者の承諾を得ること。

7　フロン類の充塡に際して、フロン類が大気中に放出されないよう必要な措置を講ずること。

8　必要以上に充塡を行うことその他の不適切な充塡により、第一種特定製品の使用に際して、フロン類が大気中に放出されるおそれがないよう必要な措置を講ずること。

9　フロン類の性状及びフロン類の充塡方法について、十分な知見を有する者が、フロン類の充塡を自ら行い又はフロン類の充塡に立ち会うこと。

（フロン類の回収に関する基準）

法第四十四条

第一種フロン類充塡回収業者は、第一種特定製品廃棄等実施者から、直接に又は第一種フロン類引渡受託者を通じて第四十一条に規定するフロン類の引取りを求められたときは、前条第一項の規定による書面の交付又は同条第六項の規定による委託確認書の回付がない場合その他正当な理由がある場合を除き、当該フロン類を引き取らなければならない。

2　第一種フロン類充塡回収業者は、前項の規定によるフロン類の引取りに当たっては、主務省令で定めるフロン類の回収に関する基準に従って、フロン類を回収しなければならない。　↓ **施行規則第四十条**

施行規則第四十条

法第四十四条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。

1　第一種特定製品の冷媒回収口における圧力（絶対圧力をいう。以下この号において同じ。）の値が、一定時間が経過した後、別表第一の上欄に掲げるフロン類の圧力区分に応じ、同表の下欄に掲げる圧力以下になるよう吸引すること。ただし、法第三十九条第一項に規定する第一種特定製品の整備に際して当該第一種特定製品に冷媒として充塡されているフロン類の回収を行う場合であって、冷凍サイクル（第一種特定製品中の密閉された系統であって、冷媒としてフロン類が充塡され

ているものをいう。）に残留したフロン類が大気中に放出されるおそれがない場合にあっては、この限りでない。

2　フロン類の性状及びフロン類の回収方法について十分な知見を有する者が、フロン類の回収を自ら行い又はフロン類の回収に立ち会うこと。

別表第一（第四十条関係）

フロン類の圧力区分	圧　力
低圧ガス（常用の温度での圧力が〇.三メガパスカル未満のもの）	〇.〇三メガパスカル
高圧ガス（常用の温度での圧力が〇.三メガパスカル以上二メガパスカル未満であって、フロン類の充塡量が二キログラム未満のもの）	〇.一メガパスカル
高圧ガス（常用の温度での圧力が〇.三メガパスカル以上二メガパスカル未満であって、フロン類の充塡量が二キログラム以上のもの）	〇.〇九メガパスカル
高圧ガス（常用の温度での圧力が二メガパスカル以上のもの）	〇.一メガパスカル